

III. 品種名称

1. 品種名称の出願などに関する基本原則

- 国内で生産・流通・販売されている品種は、国内外で一つの固有な品種名称を持つべきである(1品種1名称)
- 大韓民国または外国で品種名称が登録されているかまたは品種保護出願されている場合にはその品種名称を使用する

名称检索

国立種子院ホームページ([www. seed. go. kr](http://www.seed.go.kr))⇒ 右側最上段“品種名称”検索
⇒ 同一な作物内で既存名称と重複するか否かを確認することができる

- 品種名称はハングルで表記し、括弧内に英文で併記しなければならない。
ハングルの英文表記の場合、文化観光部告示2000-8号「国語のローマ字表記法」により音訳して表記し、外国語のハングル表記の場合、外来語表記法(文教部告示第85-11号)により外国語をハングルに音訳して表記することを原則にする。

＜表記例＞

- ・ ハングル品種名：통일(統一)(Tongil),
 옐로우킹(イエロウキング)(Yellow King)
- 使用可能：ソラ(HANUL), 夢(KUM), ピンクストーリー(PINK STORY)など
- 使用不可：ソラ(SKY), 夢(DREAM), ピンク物語(PINK STORY)など英語の翻訳は不可

2. 品種名称の登録・出願対象

品種名称を登録したい者は、品種名称を登録出願しなければならない。次の場合は品種名称登録出願を行ったことを認め、これを名称審査の対象とする(植物新品种保護法第106条)。

- 1) 品種保護を受けるため出願する品種
- 2) 国家品種目録に登載するため申請する品種
- 3) 種子を生産・輸入販売するため申告する品種

3. 品種名称登録の要件

次の項目に該当する品種名称は、法により品種名称の登録を受けることができない(植物新品種保護法第107条)。

ア. 数字または記号のみで表示した品種名称

- (1) 品種名称は文字または文字と数字の結合で構成されて、数字のみで構成された場合または記号を含む場合
- (2) 「数字」とはアラビア数字を言い、ハングルとアルファベットに結合して使用することができる。
- (3) 「記号」とはハングルとアルファベット以外の文字、図形、文章符号、
下付き・上付き文字などを指し、文字または数字と結合して使用することはできない。‘－’（ハイフン）は品種名称に結合して使用は可能であるが、識別力はない。

イ. 該当品種または該当品種の収穫物の品質、収穫量、生産時期、生産方法、使用方法または使用時期のみで表示した品種名称

- (1) 品種名称がこの号で規定した要件すなわち、「品質、収穫量、生産時期、
生産方法、使用方法または使用時期」のみで構成された場合
- (2) 「品質」とは、該当品種との関係でその品種の特性、品質の状態または優秀性を直接的・間接的に表示する場合
 - － 品種の品位または等級表示、品質保証表示と味感を表示する場合
 - － 検定されていない効果、成分、機能または特性などを表示して、誤解や混同を招く可能性がある場合

<例>

- ・ 品種特性の直接的、間接的な表示である楕円、黄、Sweet など
- ・ 検定されない効果、性能または成分を表示する高カロチン、抗酸化、抗癌、抗菌、精力など
- ・ 形質または価値の直接／間接表示である上、金(黄金)、特・特級・特選、特別、珍味、メガ、一品、一流、名物、名品、優秀、優等、ゴールド、SUPER、NEW、BEST、NO.1、Hot、蜂蜜、砂糖など
- ・ 環境関連：清浄、生々、無公害、有機農、無農薬、GREEN、BIO、純、Fresh、Naturalなど

- (3) 「収穫量」とは、該当品種との関係で取引社会で使用されている数量と重量表示として認識されている単位およびその単位の記号などを表示するものとして認められる場合
- (4) 「用途」または「使用方法」とは、該当品種の使用目的(利用目的)、使用処(利用処)などを表す単語として用途または使用方法を直接・間接的に表示するものとして認められる場合
- (5) 「生産時期」または「使用時期」とは、該当品種との関係でその品種の生産または使用の季節、時期、時刻などを直接・間接的に表示するものとして認められる場合

(6) 「生産方法」とは、該当品種の生産方法を直接・間接的に表示するものとして認められる場合

ウ．該当品種が属する植物の属または種の、異なる品種の品種名称と同一または類似して誤認または混同するおそれがある品種名称。（同一属または種であるが取引上区分されない近縁の種の品種名称として国内およびUPOVに登録された品種名称と完全に同一であったり、称号及び発音または観念及び語彙が類似して誤認または混同するおそれがある品種名称を含む）

エ．該当品種が事実と異なり別の品種から派生されているか別の品種と関連あるものと誤認または混同するおそれがある品種名称

ある品種がその育成および開発過程で事実上なにも関連がないにもかかわらず、ある特定品種に由来したり関連があると混同される恐れがある場合

オ．植物の名称、属または種の名称が使用されている場合、あるいは植物の名称、属または種の名称と誤認または混同するおそれがある品種の名称

(1) 植物の一般名、学名(属名、種名など)を品種名称の一部分として使用したり、植物の属または種の名称と誤認または混同するおそれがある品種名称。該当品種が属する植物は勿論、他作物の一般名、属名、種名の場合にも該当。

(2) 作物の系統分類(学術的分類ではない分類)または一般的に作物の名称として使われる名称のみで構成された場合には使用することができない。

<例>

・作物系統分類

ーかぼちゃ(土佐、未熟、石臼、ズッキーニなど)、大根(アルタリ、ヨルなど)、サンチュ(縮緬、チマ、ロメインなど)、唐辛子(乾、青、しし唐、ソラ草など)、キュウリ(タタキ、吹青、青長など)

ー耐病性系統：CR-、YR-、PR- など

・使用不可：黄色ズッキーニ、赤チマ、黒縮緬(形質特性と形態分類のみで講成)、インウス(形態特性と形態分類のみで講成)

カ．国家、人種、民族、性別、障害者、公共団体、宗教、個人を誹謗または侮辱するおそれがある品種名称。関係を虚偽で表示したり品種名称自体またはその意味などが一般人の通常的な道德観念や風俗または公共の秩序を害するおそれがある場合に該当する。

キ．著名人の氏名・名称またはそれらの略称を含む品種名称。ただし、該当者本人の承諾を得た場合はその限りではない。

ク．該当品種の原産地を誤認または混同させるおそれがある品種名称または地理的表示を含む名称

(1) 原産地とは、作物の産地をはじめ一般的に公共性が認められる国内外の地理的表示を全て含む。

・関連法と公平性および法的調和：商標法第6条(商標登録の要件)、第7条(商標登録を受けることができない商標)、農産物品質管理法第8条(地理的表示登録)

(2) 「原産地」に対する適用範囲は国家名、国内の特別市・広域市・道・市・郡・区の名称、著名な外国の首都名、都市名、州またはこれに相当する行政区域の名称、該当品種または該当品種の収穫物が属する作物の主産地および社会に広く知られている名勝地、山、川を含む。

<例>

○地理的表示を含む品種名称は使用することができない。

使用不可：ソウル、大韓民国(韓国含む)、江南、慶北、平昌(郡)、鬱陵島、三角地、金剛山、洛東、白頭、月精寺、景福宮、清溪川、漢拏、ローマ、米国、英国、EU、USA、ワシントン、LA、ミジュリー、ロンドン、エベレスト、アルプス、ナイル、アマゾン、バルリィなど

○該当品種または該当品種の収穫物が属する作物の主産地は品種名称として登録することができない。

使用不可：ドルサンガッ、浦港草(ホウレンソウ)、大関嶺(じゃが芋)、務安(玉ネギ)、洛東(大根)、論山(イチゴ)、無等山(スイカ)、カリフォルニア(オレンジ)、チリ(葡萄)、ペルー(じゃが芋)など

ケ. 品種名称の登録出願日より前に商標法による登録出願中であつたり、登録された商標と同一または類似して誤認または混同するおそれがある品種名称

(1) 商標法との衝突を防止するため商標法第6条1項で定める商品分類群の第31類に該当する作物の種子、植物体および収穫物が属する群の一部または全体を指定商品として先出願または登録された場合に適用

<例>

・商標法分類群の第31類内G0210群には農作物種子、園芸用種子、植物種子、球根、苗種、キノコ菌糸、胚種などを含む

(2) 他人の商標は勿論、出願者本人の商標である場合にも(1)の指定商品に包含される場合には品種名称として使用することができない

コ. 品種名称自体またはその意味などが一般人の通常的な道德観念や風俗または公共の秩序を害するおそれがある品種名称